

# 令和4年度 本巢市地域防災計画の修正概要

## 概要

令和3年5月の災害対策基本法の改正、令和2年7月豪雨災害の検証、岐阜県内外で発生した災害の検証等を踏まえた岐阜県地域防災計画の修正等に基づき、本巢市地域防災計画の修正案を作成しました。

関係法令や国や県の計画の変更に伴い、市の計画においても同様に変更しなければならない事項について加筆、修正を行うものです。

令和2年度より、本巢市根尾地域において、板所、川原、中の3自治会が、土砂災害に備えるため、国土交通省越美山系砂防事務所の指導のもと、地区防災計画の作成に取り組み、令和4年11月、3自治会長より、地区防災計画提案書が提出されたことから、これを本巢市地域防災計画に定めます。

また、令和4年9月の台風14号の接近に伴い、根尾地域及び真正地域の市民より、自主避難をしたいという連絡があったため、避難情報の発令前に、事前に避難を希望する市民を受け入れるための体制を整えます。

## 修正内容

### 1 災害対策基本法の改正を踏まえた修正

災害対策基本法の一部改正（令和3年5月20日施行）を踏まえ、住民避難対策等を強化しました。

#### ① 避難勧告・避難指示の一本化

警戒レベル4の「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化し、警戒レベル4「避難指示」までに、避難が必要な居住者等は危険な場所から全員避難すべきことを明確化しました。また、災害が発生・切迫し、避難場所への避難が安全にできない場合、緊急的に安全確保するよう促す情報を警戒レベル5「緊急安全確保」として発令するよう変更しました。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉37・38」

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉29・30」

「第2部 第2章 第2項 第2節 避難対策〈本編2-2〉13-15」

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-2〉31-34」

「第3部 第2章 第2項 第1節 避難対策〈本編3-2〉7・8」

「第3部 第2章 第2項 第1節 避難対策〈資料3-2〉14-18」

#### ② 個別避難計画の作成

避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画について、市の作成を努力義務化しました。

「第2部 第1章 第6項 第4節 要配慮者の安全確保〈本編2-1〉46・47」

### ③ 災害発生のおそれの段階での広域避難

災害が発生するおそれがある段階において、広域避難等の円滑な実施を確保するため、地方自治体間での協議を追記。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉42」

## 2 令和2年7月豪雨災害の検証を踏まえた修正

令和2年7月豪雨災害の特徴である、多様な避難先への分散避難が見られた一方、過去の経験のみで安全と判断するなど、約75%の住民が避難しなかったこと、自治会や消防団による避難誘導など、共助は有効に機能したが、他方、コロナ感染拡大防止のため、県外からのボランティア受入を制限したこと、気候変動の影響もあり、局地的に災害が発生し、ピンポイントで被害が発生したことの検証結果を踏まえ、コロナ禍における防災対策等を強化しました。

### ① コロナ禍における応援職員の感染防止対策の徹底

応援職員の派遣又は受け入れ時、応援職員の感染症対策と体調確認の実施の徹底を追記しました。

「第2部 第2章 第1項 第2節 災害応援要請〈本編2-2〉6」

### ② 実効性のある避難対策の推進

消防団や地域コミュニティを活用し、避難の「声かけ訓練」を実施するよう追記しました。

「第2部 第1章 第4項 第2節 自主防災組織の育成と強化〈本編2-1〉23」

分散避難者の安否や支援ニーズを把握・確認する体制の構築に市が努める旨を追記しました。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉42」

ホテル・旅館等を避難所として使用するため、事前に協定を締結するよう努める旨を追記しました。

「第2部 第2章 第2項 第2節 避難対策〈本編2-2〉17」

「第3部 第2章 第2項 第1節 避難対策〈本編3-2〉9」

### ③ 孤立集落対策の強化

災害時の孤立集落を予測し、要配慮者や観光客の孤立予測について平素から把握

し、データベース化する旨を追記しました。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉38」

④ 防災対策事業の推進と「適応復興」への対応

気候変動による自然災害の頻発化・激甚化に対応するため、防災対策事業の推進に加え、河川管理者だけではなく河川流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を推進する旨を追記しました。

「第2部 第1章 第3項 第1節 水害予防計画〈本編2-1〉11」

### 3 県内外で発生した災害の検証やその他最近の施策の進展等を踏まえた修正

① 災害リスクととるべき行動の理解促進

ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等の周知に努める旨を追記しました。

「第2部 第1章 第3項 第1節 水害予防計画〈本編2-1〉11」

② 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の措置を講ずるよう努める旨を追記しました。

「第2部 第1章 第4項 第4節 企業防災の推進〈本編2-1〉26」

③ 避難時における要配慮者・避難行動要支援者対策

災害時、避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿や個別避難計画を利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める旨を追記しました。指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅の提供時、要配慮者に十分配慮する旨を追記しました。

「第2部 第2章 第3項 第5節 要配慮者対策〈本編2-2〉47」

④ 災害廃棄物処理体制の整備

災害廃棄物の効率的な搬出を行うため、社会福祉協議会やNPO等と連携し、作業内容を分担し、効率的に搬出する旨を追記しました。

損壊家屋の解体を実施する場合、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備し、必要に応じ速やかに他の地方公共団体へ協力要請をする旨を追記しました。

「第2部 第2章 第3項 第6節 保健衛生対策〈本編2-2〉50・51」

⑤ 応援職員の派遣と受入

応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れを促進する旨を追記しました。

「第2部 第2章 第1項 第2節 災害応援要請〈本編2-2〉5」

⑥ 被災者への物資支援の充実

物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、速やかに物資支援の準備に努める旨を追記しました。

「第2部 第1章 第6項 第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保〈本編 2-1〉43」

⑦ 応急・復旧活動時の資機材と燃料の確保

応急・復旧活動時に有用な資機材を把握し、燃料の優先供給について石油販売業者との協定締結を推進する旨を追記しました。

「第2部 第1章 第6項 第2節 食料、飲料水、生活必需品、防災資機材の確保〈本編 2-1〉44」

⑧ 緊急輸送網の整備

物資集積拠点への非常用電源等の設置、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備の推進を追記しました。

「第2部 第1章 第5項 第2節 緊急輸送網の整備〈本編 2-1〉33」

⑨ 災害時交通マネジメント検討会の設置

応急復旧時に、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、渋滞緩和や交通量抑制などの包括的な検討・調整等を行うため、行政や高速道路会社等で検討会を組織する旨などを追記しました。

「第2部 第1章 第5項 第2節 緊急輸送網の整備〈本編 2-1〉33・34」

⑩ 原子力災害における新型コロナウイルス感染症対策

令和3年2月に県が策定した「原子力災害時における新型コロナウイルス感染症対策要領」等に基づき対策を実施する旨を追記しました。

「第4部 第2章 原子力災害事前対策〈本編 4-2〉1」

## 4 地区防災計画（板所、川原、中自治会）の策定

国土交通省越美山系砂防事務所の指導のもと、令和2年度より、根尾地域の板所、川原、中の3自治会が土砂災害に備えるために取り組み策定した地区防災計画を、本巢市地域防災計画に定めます。

「第2部 第1章 第4項 第2節 自主防災組織の育成と強化〈本編 2-1〉23」

「第2部 第1章 第4項 第2節 自主防災組織の育成と強化〈資料 2-1〉22」

「地区防災計画（板所、川原、中自治会）」

## 5 その他の修正

### ① 人口及び世帯数

令和2年の国勢調査に基づき修正。

「第1部 第3章 第1節 地勢〈本編1-3〉1」

### ② 本巣市指定避難所の追加

「本巣公民館」と「糸貫老人福祉センター」を本巣市指定避難所に追加。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉32」

### ③ 本巣市指定緊急避難場所の追加

「新屋敷公民館」を本巣市指定緊急避難場所に追加。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉38」

### ④ 自主避難所の開設

避難情報を発令する前に、台風の接近が予想される際や大雨により、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるときは、自主避難所を開設し、事前に避難を希望する住民を受け入れる。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉39」

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉31」

### ⑤ 岐阜県緊急輸送道路の追加

「市道本巣1046号線、本巣1098号線」

（本巣総合グラウンドから県道岐阜大野線交差点まで）」

「市道根尾95号線、市道根尾68号線」

（道の駅「うすずみ桜の里ねお」から国道157号線交差点まで）」

「第2部 第2章 第2項 第8節 緊急輸送・交通規制対策〈資料2-2〉46」

### ⑥ 根尾学園開校による名称変更

令和4年4月1日の根尾小学校と根尾中学校の統合により義務教育学校「根尾学園」が開校したことに伴う、避難所及び備蓄倉庫の名称変更。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉10-13」

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編2-1〉43」

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈資料2-1〉31・35・47」

「第2部 第2章 第2項 第12節 公共施設の応急対策〈資料2-2〉52」

### ⑦ 真桑幼稚園移転に伴う住所変更

令和 2 年 8 月の真桑幼稚園移転に伴う住所変更。

「第 2 部 第 1 章 第 6 項 第 1 節 避難対策〈資料 2-1〉 33」

「第 2 部 第 1 章 第 6 項 第 4 節 避難対策〈資料 2-1〉 52」

「第 2 部 第 2 章 第 2 項 第 12 節 公共施設の応急対策〈資料 2-2〉 52」

#### ⑧ 要配慮者利用施設の追加及び削除

「ウェル・ファーム(本巢市軽海 353-1)」「ウエムラ社中・小柿(本巢市小柿 713-1)」  
の新規設立により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設に追加。

平成 29 年の水防法改正により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成が義務化されたが、両施設とも令和 3 年度に作成済み。

閉院により「リハプライド・本巢(本巢市政田 1404)」を削除。

「第 2 部 第 1 章 第 6 項 第 4 節 要配慮者の安全確保〈資料 2-1〉 52」

#### ⑨ 災害対策本部の組織及び事務分掌の変更

本巢市役所の組織改編により、根尾分庁舎に産業建設部(産業経済課、建設課、都市計画課)の常駐職員が配置されたため、災害対策本部の組織及び事務分掌を変更。

「第 2 部 第 2 章 第 1 項 第 1 節 防災活動体制の整備〈資料 2-2〉 3-11」

「第 3 部 第 2 章 第 1 項 第 1 節 防災活動体制の整備〈資料 3-2〉 5-6」

#### ⑩ 相互応援協定の締結機関の追加

令和 3 年 3 月に中部電力パワーグリッド株式会社と災害時における停電復旧に係る応急復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定を締結。

令和 4 年 3 月に栃木県下野市と相互応援協定を締結。

令和 4 年 9 月に株式会社スギヤマメカレトロ、北屋井自治会との三者により、災害時における施設開放に関する覚書を締結。

令和 4 年 10 月に株式会社ダイナムと災害時での施設利用の協力に関する協定を締結。

「第 2 部 第 2 章 第 1 項 第 2 節 災害応援要請〈資料 2-2〉 16・18-19」

「第 3 部 第 4 章 第 2 項 第 2 節 関係者との連携協力の確保〈資料 3-4〉 10」

#### ⑪ 防災関係機関の名称等の変更

応急措置及び災害応急対策全般の応援を要請するための各関係機関の連絡先を最新の情報に変更。

「第 2 部 第 2 章 第 1 項 第 2 節 災害応援要請〈資料 2-2〉 17-18」

## ⑫ 気象警報等の発表基準の変更

令和2年8月6日に岐阜地方気象台が発表した最新の基準に変更。

「第2部 第2章 第1項 第3節 予報及び警報・災害情報の収集・伝達

〈資料 2-2〉 21-23」

## 6 令和2年度計画修正後、岐阜県からの指摘による修正

### ① 避難情報の伝達内容の検討

気象情報や避難情報等を住民に周知することで、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、伝達内容等についてあらかじめ検討する。

「第2部 第1章 第6項 第1節 避難対策〈本編 2-1〉 38」

### ② 農業ため池の防災・減災対策

農業用ため池等の築造後の決壊漏水等に伴う災害を防止するため、緊急度の高いものから順次新設、改修する。

「第2部 第1章 第1項 第3節 農地防災計画〈本編 2-1〉 4」

### ③ ため池決壊時の対策

決壊した場合、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備し、ハザードマップを作成・周知する。

「第2部 第1章 第3項 第1節 水害予防計画〈本編 2-1〉 11」

### ④ 大規模停電時における市からの情報提供内容の追加

大規模停電時に市から提供する情報を具体化。

「第2部 第2章 第2項 第11節 ライフライン施設の応急対策

〈本編 2-2〉 34-35」